

つくば市立吉沼小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（H25 いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

【いじめの定義の4つのポイント】

- ① 行為をしたもの（A）も行為の対象となったもの（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「適切な対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のようないじめの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ① 子供は、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱い」を受けてはならない（「子ども基本法」第3条第1項）。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。
- ④ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑦ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、「いじめをしない、させない、許さない」を合い言葉に、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめが「解消している」状態の認識

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、

他の事情に勘案して判断する。

① いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめ防止等に関する基本理念

児童は、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱い」を受けてはならない（「こども基本法第3条第1項」）。これに対してもいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。こうした共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに児童は「差別的取扱い」を受けてはならず、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) 組織で取り組むいじめの防止とその対策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市の教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である、とされている。本校ではこの「いじめ対策組織」を、「いじめ防止・対策委員会」として設置し、校長以下「生徒指導部会」の部員及び学校スクールカウンセラー（以下「学校SC」）や専門家を交えて組織し、いじめ防止とその対策に当たることとする。

以下は、いじめ対策組織として取り組む事案対処以外の活動内容である。

◆学校組織としての取組◆

内容①いじめ防止基本方針等の周知説明及び公開・広報

- ・学校のいじめ防止基本方針や年間活動計画を学校ホームページに全文掲載・公開してその広報を行い、保護者・関係機関との共通理解を図り、協力を求める。
- ・児童には4月の学級活動の時間で、保護者には学級懇談会の機会に、本校の「いじめ防止基本方針」の骨子を説明する取組を計画する。

内容②年間活動計画の作成

- ・生徒指導の「課題未然防止教育」にあたるいじめ防止のための年間計画を見直し、実情に合った取組・活動を示した計画を策定し、実践の主体となる。

→別紙1参照

内容③いじめ防止のための具体的取組の計画

- ・「課題未然防止教育」の一環として、「いじめを出さないための学級のルールづくり」（各学級で実施：5月）と、「いじめ防止集会（仮称）」（全校で実施：9月）の実施計画を策定し、実施を推進する。

内容③校内職員研修の企画・実施

- ・いじめに関する教職員の十分な理解と指導力の向上を図るために、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処などに関する内容の校内職員研修を企画・立案し、積極的に外部講師や関係機関との連携を図って実践する。

内容④いじめ防止基本方針に示した内容の評価・改善（学校評価との関連付け）

- ・いじめ防止基本方針及びその別紙に示した学校としての具体的ないじめ対策に関して、学校評価アンケートを活用して児童・保護者・教職員の評価を集約し、PDCAサイクルの中でそれらを検証し、改善を行う。

(2)いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめの未然防止に関する取組である。

◆未然防止の学校としての取組◆

内容①いじめ未然防止のための具体的実践～課題未然防止教室の計画的実施

→別紙1参照

- ・学校行事として = 1年生を迎える会／いじめ防止教室（仮称）
6年生を送る会／あいさつ運動
- ・児童への説明 = いじめ防止基本方針（生徒指導部）
- ・授業として = いじめを出さないための学級のルールづくり（学級活動）
いじめ防止のためのルールの再確認（学級活動）

内容②学年・学級経営の充実

●発達支持的生徒指導の展開

- ・児童一人一人の多様性を認め、互いを尊重し合い、学級の一員としての自己有用感が自覚できるような学級経営を目指す。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童に抱かせ、様々な活動を通して自他の人権を尊重し合える学級経営を目指す。
- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」を生かしたりして、児童の人間性や実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

●授業におけるいじめの防止

- ・「学び合い」を積極的に取り入れ、協働的に学ぶことの意義と大切さを実感させるとともに、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・道徳科の工夫した授業づくりと改善を通して、様々な価値に気付かせるとともに、思いやりや正義の遂行などの道徳的実践力を高める。

内容③学校行事や体験的活動等の充実

- ・学校行事を通して望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、協力してよりよい学校生活を築こうとする、自主的・実践的な態度を養う。
- ・すべての教育活動における道徳教育的意義と目的を確認しながら、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

内容④主体的な児童会活動の充実

- ・自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図る。また、児童が主体的にいじめについて考え、話し合う行事（いじめ防止集会）を児童主体で運営する。

内容⑤異学年交流を通して仲間づくりを推進するクラブ活動の充実

- ・クラブ活動における異年齢集団活動を通して、自主性や望ましい人間関係を築く力を身に付けさせる。

内容⑥インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- ・情報モラル教室等を実施し、インターネットやSNS等情報機器の危険性と適切な使い方について確実に理解させるとともに、保護者の協力を促し、家庭におけるルールづくり等を通して、インターネットでのいじめの未然防止に努める。

(3) いじめに対する気付きや認識への対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、背景にある事情の調査を丁寧に行い、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に関する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組◆

内容①教師と児童の日常的な関わりの重視

- ・ブロック間や学年間でチームを組み、授業やその他の教育活動の場面で、より多くの目と耳で児童の実態や変化を確認・キャッチする。そして、特別支援教育担当、生徒指導部との連携等を通して情報の共有といじめの対応を確実に行う。
- ・児童の交友関係の変化、体調の変化や表情の変化、欠席状況、遅刻・早退の状況、持ち物の紛失や持ち物の変化、金銭の使い方の変化、保健室への訪問回数等について、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

内容②学校生活アンケートの計画的実施

- ・学校生活アンケートを月に1回実施し、いじめ、またはそのおそれのある事例の掌握に努める。いじめを受けていると回答した児童、またはその目撃情報回答、

さらに気になる回答等については、担任等が該当児童の個人面談を行い、情報収集に努める。

内容③2学期制の趣旨・目的に沿った効果的運用

- 教員が児童と触れ合い、余裕をもって関わっていける学校体制のもとで、児童の実態や小さな変化に気付けるようにする。

内容④児童・保護者が誰にでも気軽に相談できる体制の構築

- 校内オンライン相談窓口（「先生あのね」）を、児童の一人一台端末に設定し、SOSの出し方と併せて活用の仕方を児童に伝える。
- 内容①との関連で、チーム指導を実施することで児童が担任以外の教職員に悩みを相談できる環境をつくる。また、管理職をはじめ、いじめ防止・対策委員会の構成員を児童・保護者に直接、またはホームページ等で紹介し、多様な相談窓口を伝える。
- 学校SCの相談日の通知や、役割等について保護者・児童に向けて広報・説明する。
- 学校の他、市教育委員会・市教育相談センター・県「いじめ・体罰解消サポートセンター」・県「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口を紹介し、悩み等の「抱え込み」を防ぐ。

内容⑤専門的相談員による教育相談・観察の充実と連携

- 学校SCと児童・保護者との面談により、いじめにつながるおそれのある事例があった場合は、その情報を速やかに管理職・生徒指導主事・学級担任・養護教諭らが窓口となって収集し、早期に対応する。

内容⑥家庭及び地域、関係諸機関との連携

- 学校生活アンケートや教育相談・面談から知り得た情報を保護者と共有することによって、より詳細で正確な情報の収集・確認（アセスメント）に活用する。
- 地域の公的機関や保育所・幼稚園、児童委員・民生委員、自治会長らと確実に連携できる体制を構築し、情報提供を依頼しておく。
- 市教育委員会、市教育相談センター及び所轄警察と確実に連携できる体制を構築し、情報提供を依頼する。

(3) いじめを認知した場合、事案対処における適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを受けた児童に対して事情を確認した上で適切に援助する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組◆

●いじめ事案発生時の対応組織 →別紙2参照

①重大事態以外のいじめ事例の場合の対応手順・内容 一組織で対応する

- いじめ事案に気付いた、あるいはいじめに関する相談を受けた、気になる情報を得た教職員は、その事実関係や起きたことを早期に把握する。その際、本人のいじめられている意識の有無（心身の苦痛の有無）に問わらず、起きている事実を正確に把握する。

- ・情報を収集した教職員は、把握した事実を「いじめ防止・対策委員会」の「報告窓口」である教頭または生徒指導主事あるいは教務主任に報告する。
- ・「報告窓口」の集約担当である教頭は、収集した情報を校長に伝達し、いじめ認知、初期対応の方針等の指示を受け、組織的に対応に当たる。緊急時の場合は、一時的にこれらを教頭が判断し指示する。教務主任が全てを記録する。
- ・いじめと認知した場合、校長は「いじめ対策チーム」を臨時招集し、今後の取組内容について協議する。
 - 事実の再確認と整理（アセスメント）
 - アセスメントに必要な調査の有無・方法について
 - いじめを受けた児童の援助・心のケアについて
 - いじめを行った児童への指導について
 - 加害・被害両保護者への報告・相談・連携について
 - 学級・学年の他の児童への援助・心のケアについて
 - PTA共同代表等との連携について（保護者会等の相談）
 - 学校SC、専門家、関係機関（市教育委員会・市「教育相談センター」等）との連携について
- ・問題のアセスメントのための面談・教育相談・アンケート調査等に関して、学校は被害者・加害者といった二者関係だけ、また、いじめに直接関する言動等の事実だけでなく、背景にある事情や個々の児童の思いなどを丁寧に聞き取り、構造的に問題を捉えること。また、これらを組織的・チームで取り組むこと。
- ・いじめを受けた児童の安全・安心の回復と人権の確保を最優先とし、保護者への報告と相談の上に適切な支援・援助を行う。場合によっては、緊急的に学校SC等の専門家の派遣を市当局に要請する（保護者への援助も同様）。
- ・いじめを行った児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、早急にいじめを止めさせる。いじめが止まったあとは、いじめに至った経緯を丁寧に聞き取るとともに、その心理的な側面に対して保護者の協力を得ながら指導・援助を行う。その際、必要に応じて学校SCや専門家等との連携を図る。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、ともに連携しあっていくことを伝え、協力体制をつくる。
- ・いじめが起きた学級や同学年の他の児童の心のケアに努める。必要に応じて個別の教育相談や全体への指導・援助を行う。その際は、学校SCや専門家等との連携を図る。
- ・事実確認や謝罪等に関して該当児童・保護者、または、学級全体等の保護者説明会等が必要となった場合は、市教育委員会等の関係機関からの指示を仰ぎながら、PTA共同代表・本部とも連携をとって行う。
- ・いじめの各事案対処については、可能な限り専門家と学校SCの参加を求める。

②重大事態と判断されるいじめへの対応　－組織で対応する－

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあ

った場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。教育委員会と相談の上、必要に応じて所轄警察への相談・通報を行う。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「重大事態対応緊急いじめ対策チーム（「いじめ対策チーム+学校SC・専門家、その他必要な人材や組織を加える）」を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係をより明確にするための調査（「いじめの重大事態調査」）を行う。調査の主体は市教育委員会が決定する。学校が調査の主体となった場合は、「重大事態対応緊急いじめ対策チーム」がその母体となる。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切な方法で提供する。
- オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子供の教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- カ いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。その際、県スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。
- キ 以下、具体的な指導・援助については、「①重大事態以外のいじめ事例の場合の対応手順・内容」で示した内容に準じてこれを行う。

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて

①学校評価における留意事項

- いじめ防止や適切な対応の充実を図るために、次の項目を学校評価アンケートに加え、適正に自校の取組を評価する。それを次年度の取組に生かす。
(児童向け調査=S、保護者向け調査=P、教職員向け=T)
- ・学校いじめ防止基本方針の内容の適正について (P・T)
 - ・いじめの未然防止・早期発見・適切な対応に関する取組について (S・P・T)
 - ・「課題未然防止教育」に係る取組について (S・T)

②PDCAサイクルでの見直し・修正

いじめ防止・対策委員会は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめ防止に向けての取組、各部会や関係機関との連携等について、毎年見直し・修正・改定を行う。

- ・令和5年4月3日 改定
- ・令和6年4月1日 改定